



協会ニュース

令和7年度 第3回理事会の開催

第3回理事会を令和7年10月2日(木)ANAクラウンプラザホテル松山で開催した。
議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議題

(1) 顧問・行政懇談会について

事務局より資料に基づき、理事会後に開催される令和7年度顧問・行政懇談会について、議題は2題とし説明者は提案理事とする旨説明があり承認された。

(2) 災害廃棄物処理実働訓練について

事務局より資料に基づき、図上と実働を連動させることで、より効果的な訓練を大洲市内平野運動公園で実施予定の旨説明があり承認された。

(3) 中国・四国地域における災害廃棄物処理の相互応援に関する協定について

事務局より資料に基づき、各県理事会で意思決定をしていただいた後、四国地域・中国地域の両協議会で最終調整を行い、来年3月に、9県の会長が集まって調印という運びとなる旨の説明があり、承認された。

(4) 新規会員加入及び退会の承認について

事務局より資料に基づき、正会員と賛助会員の各1社の入会と正会員3社の退会について説明があり承認された。

2. 報告事項

(1) 委員会報告

事務局より資料に基づき、第3回総務

委員会、第1回事業委員会、第2回企画広報委員会並びに全産連の定時総会、理事会、各種委員会等の議事録の報告があった。なお、今年度の協会の県外視察については、事業委員会及び3R事業検討委員会でのご審議を経て、青年部会が立案した台湾への視察を9月23日から26日に実施したほか、11月27日から29日にかけ、中国地方の視察を行うということで、現在、参加募集を行っている旨の報告があった。

(2) その他

事務局より資料に基づき、八幡浜地区の適正処理推進事業等活動実績報告について、松山市における災害対応について、令和7年度四国遍路道清掃活動事業について、3Rシステム事業化促進支援事業成果発表会の開催、3Rシステム事業化促進支援事業第1回検討会等について報告があり、次回理事会は12月3日(水)に開催することとなった。

また、愛媛県災害廃棄物対策実動訓練を11月19日(水)に開催される旨の報告があった。



協会ニュース

令和7年度 第3回総務委員会の開催

第3回総務委員会を令和7年8月26日(火)ホテルマイステイズ松山2階エテルノで開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議題

(1) 顧問・行政懇談会提出議題について

事務局から、10月2日に開催する顧問・行政懇談会の提出議題について西条地区、松山地区から2題の提出がある旨説明があり、以下の2議題について提出議題とすることとなった。

① 災害廃棄物対策への対応について (要望：西条地区提出)

② 県外からの産業廃棄物の搬入制限について(要望：松山地区提出)

(2) 松山市における災害対応について

事務局より資料に基づき、本年5月の災害に伴う対応状況を説明し、了承を得た。

(3) 四国遍路道清掃活動について

事務局より、今年度は海ごみではなく、遍路道清掃の番となっていることを説明。全県からの集まり易さなどを考慮し、中予保健所の協議会との共催で検討中の旨、説明した。

(4) その他

① 中四9県の協会による災害発生時の応援協定について

現在、中国地域協議会事務局の島根県協会と四国地域協議会事務局の高知

県協会の間で事務的に協定案を作成中である旨を説明。

成案となったものを10月の理事会で審議願うことにつき了承された。

なお、事務局から、今後のスケジュールとして、10月の理事会での了承後、来年2月の四国地域協議会での審議を経て、3月に岡山で調印式を行う予定であることを説明、了承された。

② 今後の予定として、9月23日～26日 台湾視察、11月27日～29日 県外視察、10月31日 全産連全国大会開催(札幌市)、11月12日 3R成果発表会開催、11月19日 愛媛県災害廃棄物実動訓練開催、2月6日 四国地域協議会開催(徳島市)との報告があった。

また、第4回総務委員会については、12月3日(水)15:30から開催。

第4回理事会を同日の16:30、忘年会を17:30頃から開催することになった。



協会ニュース

令和7年度 第2回企画広報委員会の開催

第2回企画広報委員会を令和7年8月7日(木)、協会会議室で開催した。

1. 議題

(1) 「えひめの資源循環」第26号(8月号)
企画編集について

- ・ページ数が多いので1ページにまとめられるところはまとめる。
- ・1週間以内に修正等を連絡する。

(2) ホームページについて

- ・アクセス解析の報告及(4月~6月)

(3) その他

① 「えひめの資源循環」第27号(11月号)以降の表紙について

- ・表表紙・・・11月号「道後温泉駅」

富久委員撮影済。

2パターン用意、次回決定。説明文を考える。

- ・裏表紙・・・11月号「今治鴨池海岸公園」岩津委員撮影済。説明文を考えくる。

② 次回委員会の開催日について

- ・第27号(11月号)

令和7年11月13日(木)10:00~

- ・編集後記・・・桑原委員長





協会ニュース

令和7年度 第1回事業委員会の開催

第1回事業委員会を令和7年8月6日㈬、協会会議室で開催した。

1. 議題

(1) 令和7年度講習会及び研修会計画について

事務局から資料に基づき、許可申請に関する講習会及び研修会の令和7年度計画の説明と令和6年度実績報告があり承認された。

(2) 令和7年度視察研修について

① 青年部会企画の台湾視察・交流について

事務局から資料に基づき、「青年部会30周年記念式典」を開催し、その際、アジア圏でリサイクルの先進地を視察できないかを企画された内容である旨説明があった。具体的には、リサイクル率の高い台湾との交流会をということで青年部会から話があったことから、台湾資源循環産業推動協会のご協力を得、台湾資源循環産業推動協会と春池玻璃の視察の調整がついたところで、視察は青年部会が中心に実施するものの、相手先が全産連に相当することから親会としても青年部会を後押しすることとし、青年部会が指定した役員優先であるものの、親会からも視察の参加を募り、青年部会と協会の合同の視察研修とするという方向性を先の理事会で承認を得たとの説明があった。また、経費面でも3Rの調査研究事業補助金の中から多少融通が付くものと考えており、本日のご審議を踏まえ、8月末の3R事業検討会でご了承を得た

い考え方である旨の説明があり、承認された。

② 県外視察研修について

事務局から資料に基づき、東北信越地区6箇所、関東地区6箇所、東海・関西地区3箇所、中国・四国地区4箇所、九州地区2箇所など会員から希望があった県外の視察先について報告があり、県外視察は3R調査研究事業に関する補助金を活用させていただいていることから事業委員会を経て3R検討会においてご検討いただく運びとなっている旨の説明があった。

各会員企業及び各地区等からも意見を募り、アンケートの結果今年度は、鳥取県協会の会長社である鳥取県境港市の三光株式会社への視察を第一候補として調整することで承認された。

(3) 四国遍路道清掃活動事業について

事務局から資料に基づき、令和3年度の四国地域協議会での申し合わせにより、2年に1回は海岸清掃を行う事としたほか、八十八箇所の既存の札所のみに寄らず活動を実施する事が合意されている。これまで清掃活動場所の決定については、各保健所で実施している「不法投棄廃棄物の撤去活動」に合わせて実施していることから、今後、各保健所の活動状況につき情報収集を行い、事務局で場所及び日程の調整をさせていただくことの説明があり承認された。



協会ニュース

令和7年度 3Rシステム等調査研究事業検討会の開催

令和7年度第1回3Rシステム等調査研究事業検討会を8月26日(火)にホテルマイステイズ2階「ルーチェ」において開催しました。

この検討会は、令和7年度愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業の助成を受け、会員企業と学識経験者及び行政関係者で構成されるメンバーが、3Rリサイクルシステムや再資源化技術について、会員アンケート調査結果を分析検討し、調査研究視察を行って循環型社会ビジネスの事業化や最新の法改正や助成制度等について取りまとめるものです。

第1回検討会には、会員企業10社、検討会委員及び助言者6名が参加されました。

今年度は、昨年度までの研究を踏まえ、CNを踏まえた資源利用の高度化への取り組

み（高度化法の動きを睨んで）というテーマで研究を進めるとともに、11月12日に「廃棄物処理業におけるコンプライアンスの要諦－排出事業者が求める条件－」の基調講演と令和6年度の補助事業成果発表会を開催することになりました。

また、視察については、青年部会を中心とする会員が立案した廃棄物処理先進地の台湾への視察と、会員から要望のあった、サーマルリサイクルの先進施設を有する中国地方の企業への視察研修を実施することになりました。

なお、法改正や国の動向等の調査や災害廃棄物についても従来どおり調査を行うこととなっております。





協会ニュース

令和7年度 愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県からの受託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催しました。

○ 産業廃棄物に係る許可手続研修

開催日 令和7年8月26日(火)

開催場所 リジエール松山

受講者数 45名

研修内容

- ① 開講挨拶
- ② 講義 「産業廃棄物に係る許可手続等について」
(講師 行政書士 仲村 正美 氏)



○ 電子マニフェスト加入促進研修（操作体験セミナー）

開催日 令和7年9月18日(木)

開催場所 愛媛県生涯学習センター

受講者数 午前19名 午後16名

研修内容

- ① 開講あいさつ
- ② 演習 「電子マニフェスト操作体験」
(JWセンター 講師 神内 顯一 氏)



内容 電子マニフェスト制度の目的と運用の流れを学び、インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用し排出事業者と収集運搬業者及び処分業者の操作体験を行い、操作性や利用のメリットを体験してもらうためのセミナー





協会ニュース

令和7年度 松山市受託産業廃棄物処理実務者研修の開催 (産業廃棄物処理業者研修事業)

松山市受託の産業廃棄物処理業者育成事業である産業廃棄物処理実務者研修を、専門の講師を招き松山市の産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催しました。

○ 産業廃棄物処理実務者研修

開催日 令和7年10月24日(金)

開催場所 リジェール松山 (JA愛媛)

受講者数 35名

研修内容

① 開講挨拶

② 講義 「産業廃棄物の基礎」

(講師 全産連選任講師 岩田 隆氏)



「松山市からの情報提供」

- 1) 適正な産業廃棄物の処理について
- 2) 注意が必要な廃棄物と法令遵守のポイント

(講師 松山市環境部廃棄物対策課)





協会ニュース

令和7年度 顧問・行政懇談会の開催

令和7年10月2日ANAクラウンプラザホテル松山ダイヤモンドボールルームにおいて、令和7年度顧問・行政懇談会を開催しました。出席者は、小池会長以下当協会理事監事、顧問の西原県議、西田県議、行政からは、愛媛県県民環境部客本部長様外、松山市廃棄物対策課須賀課長様外合計34名でした。

I 開 会

II あいさつ

小池会長から、「昨年の能登半島地震をはじめ、今年に入っても、九州・東海地方での線状降水帯による集中豪雨、静岡県における大規模な竜巻災害等、自然災害が頻発している状況です。

私どもの協会としても、協会の果たすべき社会的使命として、愛媛県及び県内全市町と締結させていただいております「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づき、災害発生時には協会員が一致結束して対応しなければならないと考えております。昨年7月の松山城城山崩落時に続き本年5月にも松山市城北地区の土砂崩れにおいても、協定による松山市からのご依頼に基づき、災害廃棄物の分別及び処理について、当協会の会員が協力させていただいているところです。



また、昨年成立した「再資源循環高度化法」が、今年11月には本格施行されるなど、私どもの業界を取り巻く環境は大きく変わっております。

私どもの業界が、このような災害や時代の変革に的確に対応するためには、愛媛県、松山市をはじめとする行政の皆様との常日頃からの連携が必須であると考えており、引き続きの御指導・御支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本日の懇談会では、顧問の先生方には、大所高所からのアドバイスを、愛媛県、松山市の行政の皆様には、我々産業廃棄物処理業者が、事業を継続して実施できるよう、有益な情報提供やご指導等をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。」と開会のあいさつが行われました。

引き続いて顧問を代表して西原県議会議員から「また今年も、こうして皆さんのが一堂に会して、この会議が開催されますこと、本当に心強く思っております。



皆さんもご承知のように本当に、今年もまた、異常気象で、あっちこっちで災害が発生いたしました。

この愛媛でも、いろいろ災害がございましたし、先ほど会長がお話されたように、松山市におきましても、災害が発生しております。

またその際には、協会の皆さん方が松山市からの依頼や指導の下、災害対策に参画し、市民の皆さん方に貢献できたことは、本当にありがとうございます。それも、こうして、普段から、協会の皆さん方、県の皆さん、松山市の皆さん、この3者の皆さんが常日頃から、こうして顔を合わせて、忌憚のない意見を交わしながら、どうすればいいのかということを真摯に考えた結果であると、心強く思っておる次第でございます。

どうぞこれからも、皆さん方には、こういう会を通じて、意見の交換をして、愛媛県や松山市の皆さん方のためにご尽力を賜りますように心からお願いを申し上げたいと思っています。」とのあいさつをいただきました。

引き続いて行政を代表して愛媛県の客本県民環境部長から「本日は廃棄物に係る諸問題について皆様と意見交換、情報交換ができる有意義な場を設けていただき、誠にありがとうございます。

さて、脱炭素化や再生資源の質と量の確保など、資源循環の取組を加速するための「再資源化事業等高度化法」による、認定制度の施行が間近となる中、貴協会におかれまして

も、産業廃棄物の適正処理や優良な処理業者の育成はもとより、循環型社会の構築及び産業廃棄物業界の健全な発展にご尽力をいただいており、本県としても、大変力強く感じているところでございます。

また、昨年8月の日向灘を震源とする地震において、南海トラフ地震臨時情報が令和元年の運用開始以降初めて発表されるとともに、つい先日には、南海トラフ地震の30年以内の発生確率について、政府の地震調査会は、新たな研究などを踏まえて、2つの確率を算出し、そのうち1つでは、60%から90%程度以上の数値が発表されました。

いずれにいたしましても、ひとたび発生すれば甚大な被害が予想され、本日の協議事項にも挙げていただいております、災害廃棄物の対策の重要性は、益々高まっております。

県では、今年度も災害廃棄物の仮置場設置・運営に関する実動訓練を実施することとしておりまして、大規模災害に備えて、県内全地域で、より実効性の高い災害廃棄物処理体制の構築に努めていきたいと考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。」とのあいさつをいただきました。

III 出席者紹介（自己紹介）

IV 行政提供情報（愛媛県）

- 1 愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金について

愛媛県では、愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金を設け、優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく優良事業者の育成を支援するとともに、循環型社会の形成に向けた取組を推進するため、平成19年度から、優良産業廃棄物の事業者の育成支援事業として、事業者への補助を続けております。

資料に補助のメニューを掲載しておりますが、令和7年度は、産業廃棄物収集運搬車両の重量計測機器の設置、県外で開催される講習会等への参加、ドローンの導入、エコアクション21の認証取得、そして電子マニフェスト関係機器の導入という、これら5つの事業に要する経費を補助することとしておりました。

今年度の補助につきましては、協会の皆様からの積極的な周知もあり、先般、予算限度額に達したことから、受付を終了したところでございます。

本事業につきましては、来年度以降も予算要求を行い、引き続き継続していきたいと考えておりますので、引き続き積極的に御活用いただきますようお願いします。

2 えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度について

本日は、8月にスタートしました、脱炭素に取り組む企業様を認定し、取組を後押しするえひめゼロカーボン・チャレンジ企業の認定制度について、御説明を申し上げます。

まずは、県内の温暖化の状況や削減の目標、また、各種支援について、説明を申し上げます。

資料の1ページ目、愛媛県の温暖化の現状等でございます。

今年も大変暑い夏でございましたが、本県の年平均気温は、100年で約1.9度上昇し、確

実に気温が上がっているところでございます。

世界各国では、2050年までのカーボンニュートラルを目標とする動きが進んでおり、日本でも、2050年までに脱炭素社会の実現、また、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%削減という目標を公表し、各種取組を進めているところでございます。

県におきましても、地球温暖化対策実行計画を改定し、国と同じく、2030年度の温室効果ガスの削減目標を、2013年度比で46%に引き上げたところでございます。

現在、森林の吸収を踏まえた値で、県内の温室効果ガス排出量は、目標の46%の削減に対して、35.3%の削減となっております。

全国では23%の削減にとどまっておりますので、本県では10ポイント以上、全国に比べ削減が進んでいるところであり、企業の皆様、県民の皆様の取組のおかげでございます。ただし、46%削減という非常に高い目標に向けましては、さらなる取組が必要となっているところでございます。温室効果ガス排出量の推移ですが、2013年度以降2022年度にかけて、概ね減少傾向を示しているところで、2022年度で、31.4%となっております。先ほど、削減が35.3%まで進んだと申し上げましたが、この4%の差は、森林の吸収量もCO₂の削減とカウントされますので、それを含めた数字が35.3%です。

次に、純粹に排出量の推移ですが、右肩下がりで下がっているところです。また、CO₂排出量の部門別の構成比ですが、産業部門からの排出が55.6%と多いところが、本県の特徴です。

全国では、34%が産業部門からの排出となっておりまして、本県は、様々な産業が盛



んですので、他の地域と比べて、運輸業務や家庭よりも、産業部門の排出が多いところが特徴です。このため、企業の皆様と一緒に取組が重要になっております。

県では、企業の皆様の脱炭素化に向けた取組を支援するため、各種支援のメニューを取りそろえております。まずは意識改革、現状の把握、そして省エネ、創エネ地区を推進するための、補助金等の制度、また、脱炭素関連産業の育成のための、脱炭素をコストや負担ととらえるのではなく、逆に新たなビジネスチャンス、新たな改善に繋がるような視点で、支援を進めているところでございます。

それぞれの段階に応じた、支援を行っておりますので、関心のある内容がございましたら、環境・ゼロカーボン推進課まで、お問い合わせをいただきますと幸いでございます。

県では昨年度、脱炭素の取り組みを一元化したポータルサイトを立ち上げ、こちらに様々な支援策を集約しております。

本日、説明させていただきたいのが、チラシの認定制度でございます。

こちらは8月にスタートした「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度」です。

こちらは、2050年までの脱炭素化の宣言に加えて、現状の企業のCO₂の排出量を算定し、また削減に向けた具体的な計画を定める企業を認定するものです。

また、認定を受けられた企業には、県で、多様なメリットを用意しており、少しでも脱

炭素化に向けた取組を後押しできればと考えております。

具体的にどのようなメリットがあるのかですが、補助金であったり、販路支援、販路開拓支援などの県事業における審査時の加点や、県発注の環境関連物品の優先的な取扱い、また、金融機関と連携した資金融資制度における優遇等、ポータルサイトでこの認定制度の特設サイトを立ち上げますので、こちらにて認定企業の取組を広く紹介できればと考えております。

さらに、連携する伊予銀行や愛媛銀行の環境関連の私募債でのサポート、最後に、ゼロカーボンのロゴをご使用いただく、といったものを、現時点でメリットとしておりますが、今後、さらに、メリットを増やそうと考えております。

では具体的な申請方法ですが、県の電子申請システムにて行っていただき、申請の費用は無料でございます。

申請要件ですが、共通項目の2項目は、必ず満たしていただく項目です。

1つ目が、2050年までの脱炭素化の宣言。もう1つは、事業所における年間のCO₂排出量の算出です。

これに加えて、1から15の選択項目の中から5つ以上を選択いただき、具体的な計画を作成いただくことになります。

認定された企業については、その取組内容を、企業のPRに繋がるように、特設ページ

で個別に紹介いたします。

最後に1点、よく皆様からお問い合わせがある項目ですが、二酸化炭素の排出量の算出についてです。資料にCO₂排出量の計算表を掲載してございます。

難しいものではなく、企業が使われるエネルギーの使用量（電気、重油、ガソリン等）に、それぞれ決められた係数を乗じて算出する仕組みになっております。

県では、こちらの計算表を、ホームページで公表しております。

既にCO₂の排出量の係数を、県で設定をしておりますので、皆様におかれでは、エネルギーの使用量、電気や灯油、ガスの年間の使用量を入れていただくだけで、CO₂の排出量を算出できます。このエネルギーの使用量ですが、こちらは毎月の電気会社やガス会社から請求書に使用量の記載がありますので、集計していただくとエネルギーの使用量となります。

CO₂の排出量の計算と聞くと、なかなか取つつきにくい部分がございますけれども、是非、取組の最初の1歩として認定制度を活用いただけますと幸いです。

▽ 協議議題

1 災害廃棄物対策への対応について（要望）

（1）災害廃棄物処理の委託について

《協会》

災害廃棄物は法令上一般廃棄物に該当するため平時においては再委託が禁止されていること、非常災害時においては法令に基づき再委託が可能であること、現状、再々委託は認められていないと承知しておりますが、西日本豪雨の際の岡山県における対応を端緒とし、

昨年発災した能登半島地震まで、多くの大規模災害において、他県の業者からの支援を簡易に受けるため等、災害廃棄物処理の円滑化を図るため、被災自治体から協会が処理業務を受託し、協会会員企業は協会と一体のものとみなしていただき、委託の範囲内で処理ができると整理し、対応した事例があると聞き及んでおります。

このような対応を取るためには、委託元の行政のお立場としては、契約発注の在り方をはじめとする諸条件や、会計処理等検討すべき課題が多いことと存じますが、いざというときに円滑な処理ができるよう、平時より準備を進めていただきますよう、ご配慮を願いたします。

《愛媛県》

昨年度の本懇談会で質問及び情報提供をいただき、県では、能登半島地震での事例等について確認した上で、環境省にも意見照会を行いました。その結果、協会が、被災自治体から処理業務を受託、一時契約した上で会員企業に、受託業務の一部を、再委託や二次契約した場合は、再委託と見なされますが、あくまで協会の構成員として、協会員が受託業務を処理する場合は、再委託には当たらないとの見解をいただいております。

この回答につきましては松山市を除く県内19市町に周知し確認したところ、いずれの市町からも、会計処理上、支障はないとの回答をいただいております。

《松山市》

今回の災害廃棄物処理の委託につきまして、大規模な災害時には、県内ののみならず、県外の処理業者様にもご支援をいただいて、より迅速に災害廃棄物を処理することが不可欠と

なると考えております。

そのためには、貴協会のご提案の通り、貴協会を相手方として契約を提携させていただき、かつ、協会、会員企業を一体とみなすなどの対応、これも必要だと考えております。

つきましては、能登半島地震等の事例を参考にしながら、契約発注のあり方などの検討を進めたいと考えています。

(2) 災害廃棄物に対応する実地訓練について

《協会》

昨年度、今年度と「災害廃棄物処理実動訓練」を実施、ご計画いただき、厚く御礼申し上げます。

このような訓練は、継続してこそ災害発生時に実効あるものとなると思いますので、是非、今後も継続していただきますようお願いいたします。

また、これらの訓練で、反省点や今後準備を進めなければいけない点などが浮き彫りになってくるものと思います。

いざというときに実務を担います私どもとしても、このような点について、情報共有をしていただければと存じます。

《愛媛県》

今年1月の実動訓練では、皆様、御協力いただきまして、ありがとうございます。

また今年も11月19日に大洲市の運動公園で、予定しておりますので、引き続き御協力をお願ひいたします。

反省点等について、どのように生かしていくのかですが、昨年度の訓練におきましても、実動訓練の後、振り返りや、有識者の先生からの講評もいただきながら、それぞれの市町において生かしていただいたところです。

人材育成としても訓練は継続していく必要があると思いますので、能登半島地震での知見等も踏まえながら、来年度以降の訓練のあり方も検討していきたいと考えておりますので、引き続き御協力をお願いしたいと思っております。

《松山市》

県内市町が合同で実施する訓練、これは本市としても大変意義があるものと考えています。

この訓練でたとえ本市でも、府内の職員向けの訓練を独自に実施するなどして災害廃棄物への対応力向上に努めています。

今後も、実効性のある災害廃棄物処理体制の構築に向けて、職員の教育訓練に力を入れたいと考えています。

2 県外からの産業廃棄物の搬入制限について（要望）

《協会》

昨年度の顧問・行政懇談会におきまして、「再資源化事業等高度化法」の公布を踏まえた県外廃棄物の搬入についてご要望させていただきましたところ、本年4月に、「愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱」が改正され、県内の廃棄物処理業者が持続的に成長し、地域の環境保全や災害時の対応の担い手として地域に貢献を行うための基盤となる、県外の資源循環・産業廃棄物処理業者と同じ土俵での競争環境となりましたこと、厚く御礼申し上げます。

勿論、今回の要綱改正は、「資源としての廃棄物流通の活性化に鑑み、県外を含め、適正な廃棄物流通の円滑化を図る」というもので、「最終処分場（特に管理型最終処分場）への県外産廃の受け入れを積極的に誘致する」とい

うものではないというご趣旨であるということを、私どもも十分理解した上で、県外由來の産業廃棄物の不適正処理事案が発生しないよう、協会を中心に、業界あげて、資源リサイクルの高度化や適切な廃棄物処理に取り組んでまいる所存ですので、今後ともご指導・御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ、松山市所管地域につきましては、松山市産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、従来通りの取扱いが継続しており、これは、過去の産業廃棄物の不適正処理の事例などもあったことから、県外から搬入される産業廃棄物による不法投棄等、不適正処理の未然防止という目的で継続されていることは、十分に理解するところではあります。

しかし、愛媛県の要綱改正により、松山市所管地域と愛媛県所管地域で格差が生じております、特に松山市内で中間処理を行うなど、廃棄物の再資源化に熱心に取り組んでいる会員にとっては、大きいハンデとなっております。

松山市におかれても、愛媛県所管地域での状況をご確認いただき、問題ないとご判断いただけようであれば、松山市内で再資源化に取り組む会員の事業活動が円滑に行えるよう、要綱の改正をしていただきますよう要望いたします。

《愛媛県》

県では、昨年度の懇談会における要望を受け、今年4月1日付で指導要綱を改正し、要綱の従来の目的は損なわない形で、県外産廃の受け入れに関する負担軽減を図ったところでございます。

貴協会におかれましては、引き続き、不適正事案が発生することのないよう、産業廃棄物の適正処理をよろしくお願いします。

《松山市》

松山市では過去に大規模な産廃不適正処理事案が発生しまして、現在も行政代執行を行っているという中で、規制緩和を行うということは、なかなか市民の方の理解が得られにくいと考えております。

そのため、県外産廃搬入の際の市への事前協議と承認制度については、継続をさせていただきまして、引き続き、最終処分場への直接等、直接埋め立てでないか、再資源化率が50%以上であるなどを審査し、問題なければ承認をいたします。

今後も必要な規制については継続をしますが、事業者の皆様の負担を軽減するために、県外産廃搬入時の事前協議書の添付書類を簡略化するなどの事務の効率化が図られるよう、松山市でも要綱の改正を検討しております。

改正の内容については、改めてお知らせをさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

VI 閉 会

以上、顧問・行政懇談会の概要です。

報告には割愛させていただきましたが、今回の懇談会では、実際に能登半島地震における災害廃棄物対策に協力した会員の現地で生じた問題点など、災害廃棄物処理の方法を中心に、活発な意見交換が行われました。

最後に顧問から、「災害対応や地域環境の保全、廃棄物処理業の振興の多様な面から、県・市町、協会の連携が必要になってくるものと思うので、この懇談会をはじめ、胸襟を開いた関係構築をお願いしたい」という懇談会に対するご意見をいただきました。